

# 観光地形成促進地域制度について

取得価額1千万円を超える観光関連施設を新設・増設する民間事業者は、一定要件のもと、国税や地方税の特例、沖縄金融公庫の融資、中小企業信用保険法等の特例が適用されます。

## 対象施設

- ① **スポーツ・レクリエーション施設** 水泳場、スケート場、トレーニングセンター、ゴルフ場、テーマパーク、ボウリング場
- ② **教養文化施設** 劇場、動物園、植物園、水族館、文化紹介体験施設
- ③ **休養施設** 展望施設、温泉保養施設、スパ施設
- ④ **集会施設** 会議場施設、研修施設、展示施設、結婚式場
- ⑤ **知事が指定する販売施設**
- ⑥ **宿泊施設** ※税制優遇は対象外（公庫融資等は対象）  
ただし、宿泊施設に付属する①～⑤の施設は優遇措置を受けることが可能。

会員制施設も  
対象です 😊

## 特例措置等の内容

項目		特例の概要
国税	投資税額控除	設備取得価額（限度額20億円）の一定割合を法人税額から控除 ※法人税額の20%以内、繰越期間最長4年 ◆一定割合：建物・建物附属設備・構築物…8% 機械・装置…15%
地方税	事業税の免除	新設・増設に係る事業税の課税を最長5年間免除 ※新設・増設した施設に直接従事する従業員数で按分
	不動産取得税の免除	新設・増設に係る不動産取得税を課税免除 ◆家屋及び土地のうち、直接に対象事業の用に供する部分が対象 ◆土地は取得の翌日から起算して1年以内に当該土地に対象施設となる家屋の建設着手があった場合のみ対象
	固定資産税の免除	新設・増設した家屋・償却資産、土地に対する固定資産税について、最長5年間課税免除
	事業所税の軽減	那覇市における事業及び事業所に使用される家屋の新設・増設に対して課税される事業所税のうち、資産割の課税標準の対象床面積を5年間、2分の1控除
その他）融資	貸付利率、期間等について、沖縄振興開発金融公庫の融資条件を有利に設定 など	

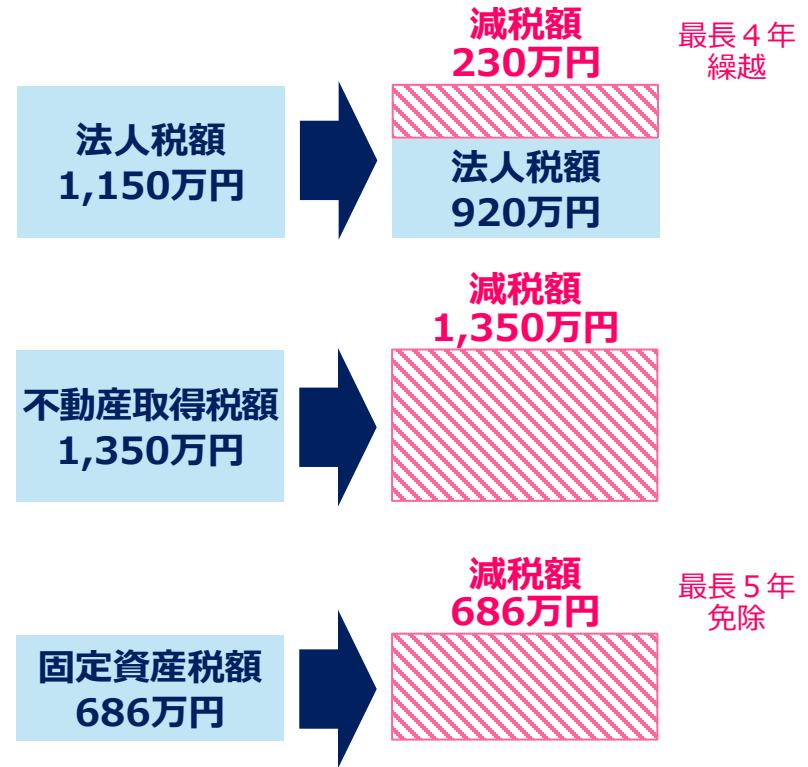
# 特例措置活用の効果の一例

(※取得した資産の全てが控除対象となった場合)

## 設定条件

- ◆所得 5千万円
  - ◆法人税率 23%
  - ◆取得価額 (※)
    - ①土地 1億円
    - ②建物 3億円
    - ③付属設備 3千万円
    - ④構築物 3千万円
    - ⑤機械装置 3千万円
- ※不動産取得税、固定資産税については「課税標準額」に読み替える

- ◆法人税額：5,000万円×23% = 1,150万円  
控除限度額：1,150万円×20% = 230万円  
控除対象額：3,330万円  
②～④×8% → 2,880万円  
⑤×15% → 450万円  
翌年度以降に繰越：3,100万円
- ◆不動産取得税  
土地) ①×0.5×3% = 150万円  
建物) ②×4.0% = 1,200万円
- ◆固定資産税：①～⑤×1.4% = 686万円



## お問い合わせ



お気軽に

## 沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口

沖縄県文化観光スポーツ部MICE推進課  
内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付企画担当参事官室

Tel 098-894-6377

Tel 098-866-2077

Tel 03-6257-1682